

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-10-1 石井ビル 8階

## 外交員又は集金人の業務に関する報酬について

Q 私は外交員として、毎年、確定申告をしています。そもそも税務上の外交員とはどのようなものをいうのでしょうか？また通常の源泉徴収の仕方とは異なるのでしょうか？

### 解説

外交員又は集金人が受け取る報酬等については、その月中に支払われる金額から12万円を控除した残額の10.21%が源泉徴収されます。

## 1. 外交員等とは？

外交員等とは、主に外交員、集金人または電力量計の検診人のことで、「**事業主の委託を受け、継続的に事業主の商品等の購入の勧誘を行い、購入者と事業主との間の売買契約の締結を媒介する役務を自己の計算において事業主に提供し、その報酬が商品等の販売高に応じて定められている者**」をいいます。

## 2. 外交員報酬か給与所得か

一般的には次により判断します。

- ①会社が指揮監督しているかどうか？していれば給与。
- ②必要な旅費や交際費などの経費を会社が負担しているかどうか？していれば給与
- ③社会保険の加入や厚生施設の利用等について一般社員と同様か？同様であれば給与
- ④その報酬等が固定給与とそれ以外の部分とに明らかに区分されている場合、**固定給与は給与、それ以外は外交員報酬**。なお、この場合の固定給与には一定期間の募集成績等によって自動的に定まるものは含まれません。

## 3. 源泉徴収税額

外交員報酬に係る源泉徴収税額

**報酬額 - (12万円 - 給与額 (最大12万円)) × 10.21%**

※給与の額が控除額の12万円を超える場合、控除税額は0円となります。

## 要するに…

外交員報酬に該当すると、源泉徴収税額が少なく済みますが、外交員報酬に該当するかどうかは慎重に判断する必要があります。